

令和2年第1回奥州市議会定例会付議事件

(令和2年2月14日)

- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第1号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 奥州市日高火防祭はやし屋台修繕基金条例の制定について
- 議案第3号 働き方改革を推進するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第4号 奥州市部設置条例の一部改正について
- 議案第5号 奥州市印鑑条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 奥州市特別会計条例の一部改正について
- 議案第8号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第9号 奥州市地区センター条例の一部改正について
- 議案第10号 奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第11号 奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 議案第12号 奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 江刺ターミナルプラザの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第14号 奥州市温泉保養施設ひめかゆ等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 西風辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定に関し議決を求めることについて
- 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第18号 令和元年度奥州市一般会計補正予算（第10号）

議案第19号	令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第20号	令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第21号	令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第22号	令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第23号	令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）
議案第24号	令和元年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）
議案第25号	令和元年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）
議案第26号	令和元年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）
議案第27号	令和元年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第2号）
議案第28号	令和2年度奥州市一般会計予算
議案第29号	令和2年度奥州市国民健康保険特別会計予算
議案第30号	令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算
議案第31号	令和2年度奥州市介護保険特別会計予算
議案第32号	令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計予算
議案第33号	令和2年度奥州市バス事業特別会計予算
議案第34号	令和2年度奥州市米里財産区特別会計予算
議案第35号	令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算
議案第36号	令和2年度奥州市水道事業会計予算
議案第37号	令和2年度奥州市下水道事業会計予算
議案第38号	令和2年度奥州市病院事業会計予算
議案第39号	令和2年度奥州市国民宿舎等事業会計予算

報告第 1 号 議会の議決を経た工事等契約の変更に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 外套損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

報告第 3 号 自転車転倒事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 菅原 達郎
生年月日 （略）

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の及川祥一氏は、令和2年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 吉田 政
生年月日 （略）

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

教育委員会の委員吉田政氏は、令和2年3月30日をもって任期が満了するため、引き続き委員として任命しようとするものである。

議案第 2 号

奥州市日高火防祭はやし屋台修繕基金条例の制定について

奥州市日高火防祭はやし屋台修繕基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 14 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

町組が日高火防祭で使用するはやし屋台の修繕に要する経費に対する補助の財源に充てるため、奥州市日高火防祭はやし屋台修繕基金を設置しようとするものである。

奥州市日高火防祭はやし屋台修繕基金条例

(設置)

第1条 町組が日高火防祭で使用するはやし屋台の修繕に要する経費に対する補助の財源に充てるため、奥州市日高火防祭はやし屋台修繕基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的に従って使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

働き方改革を推進するための関係条例の整備に関する条例の制定について

働き方改革を推進するための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 14 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院規則の改正を踏まえ、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めるとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務に関し必要な事項を定め、もって職員の働き方改革の推進に資するため、関係条例の整備をしようとするものである。

働き方改革を推進するための関係条例の整備に関する条例

(奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年奥州市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、」を「育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については」に改める。

第4条第2項前段中「、4週間ごとの期間につき8日（」の次に「育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、」を加え、「、8日以上」を「8日以上」に改め、同項ただし書中「職務の特殊性」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「8日（」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加え、「、8日以上」を「8日以上」に改め、「で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第6条の2 任命権者は、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他市長が特に必要と認める断続的な勤務をすることを命じることができる。ただし、当該職員

が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命じることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命じることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命じることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項の規定により勤務を命じることができる時間数その他の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条第1項第1号中「20日（」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

（奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 奥州市職員の育児休業等に関する条例（平成18年奥州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条第3項、第7条、第8条及び第19条の規定により」を「の規定に基づき」に改める。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に改める。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条を第20条とする。

第10条中「第5条」を「第13条」に改め、同条を第19条とする。

第9条を第18条とし、第8条を第17条とする。

第7条中「次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）」を「次に掲げる職員」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第16条とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第6条の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整）」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の7条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 奥州市一般職の職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したこと

より取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、奥州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年奥州市条例第36号。以下「勤務時間等条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員であって、次の各号に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限るものとし、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について、当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について、当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第14条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生じることとする。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第15条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合は、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第6条とする。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条を第7条とする。

（奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 奥州市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年奥州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年奥州市条例第36号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項」を「勤務時間等条例第2条第3項」に改め、同条を第5条の2第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年奥州市条例第36号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第10条の2第2項第2号並びに第13条第2項及び第7項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第4項及び第5項並びに第21条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 4 号

奥州市部設置条例の一部改正について

奥州市部設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 14 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

行政経営改革に関することを財務部の分掌事務とすることにより、財政健全化対策との一体的な推進を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市部設置条例の一部を改正する条例

奥州市部設置条例（平成18年奥州市条例第12号）の一部を次のとおり改正する

。

第2条第1号中サを削り、シをサとし、スからタまでをシからソまでとし、同条第2号に次のように加える。

オ 行政経営改革に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 号

奥州市印鑑条例の一部改正について

奥州市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 14 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、これに準じて印鑑の登録資格を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市印鑑条例の一部を改正する条例

奥州市印鑑条例（平成18年奥州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者

第12条第1項中「第10条、第11条及び前条」を「前3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例の一部改正について

奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 14 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、特別職の職員ではなくなる交通指導員を費用を弁償する職から除くため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例（平成18年奥州市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2 交通指導員の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の出動等から適用し、同日前の出動等については、なお従前の例による。

議案第 7 号

奥州市特別会計条例の一部改正について

奥州市特別会計条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 14 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

工業団地の整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方自治法第209条第2項の規定により工業団地整備事業特別会計を設置するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市特別会計条例の一部を改正する条例

奥州市特別会計条例（平成18年奥州市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(4) 奥州市工業団地整備事業特別会計

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 14 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律その他の関係法令の一部改正に伴い、複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける場合の手数料等を定めるため、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票の写し等の交付に係る手数料を定めるため、及び高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査等に係る手数料を定めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例

(奥州市手数料条例の一部改正)

第1条 奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の2、18の4及び18の6の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表18の8の項中「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表18の9の項中「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同表第18の10の項中「第1条第2号イ(1)及びロ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)」に、「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」に、「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に、「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、同表22の項の次に次のように加える。

22の2 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	住民票の除票等の交付手数料	1通につき	300円
--	---------------	-------	------

別表第1の24の項の次に次のように加える。

24の2 住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき	300円
---	-------------------	-------	------

第2条 奥州市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の18の6の項中「定める額に、」を「定める額（設計一次エネルギー消費量を、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第2の2－3(2)イに掲げる式により算定した数値とする場合は、当該額に」に改め、「次に定める額を加算した額」の次に「）」を加え、同表18の8の項中「(1) 次に掲げる区分」を「(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分」に、「床面積の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円」を「床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第

1号。以下この項から18の10の項までにおいて「省令」という。)第4条第3項第2号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から18の10の項までにおいて「省令」という。)」を「省令」に改め、同表18の9の項中「(1)次に掲げる区分」を「(1)建築物1棟ごとに、次に掲げる区分」に改め、同表第18の10の項金額の欄を次のように改める。

認定申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万8,000円
(市長が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合すると認めた場合(以下この項において「認定基準に適合する場合」という。)にあつては、6,000円)

イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4万3,000円
(認定基準に適合する場合にあつては、6,000円)

(2) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円(認定基準に適合する場合にあつては、6,000円)

イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円
(認定基準に適合する場合にあつては、6,000円)

(3) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円(認定基準に適合する場合にあつては、6,000円)

イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円
(認定基準に適合する場合にあつては、6,000円)

(4) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

としてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 12万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円）

- (5) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円）

- (6) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円）

- (7) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円）

ては、3万円)

- (8) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 9万6,000円
（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円）

- (9) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの）にあっては、(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額）

イ 非住宅部分 (7)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)ア又はイに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの）にあっては、(8)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(8)ア又はイに定める額）

- (10) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの）にあっては、(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)ア又はイに定める額）

イ 非住宅部分 (9)イに定める額

別表第4の30の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の奥州市手数料条例別表第1及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後申請がなされた事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

奥州市地区センター条例の一部改正について

奥州市地区センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 14 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市南都田地区センターの移転新築に伴い、同地区センターの位置及び使用料を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市地区センター条例の一部を改正する条例

奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「奥州市胆沢南都田字本木152番地」を「奥州市胆沢南都田字塚田126番地8」に改める。

別表第2の1(31)の表を次のように改める。

利用区分	午後5時まで	午後5時以降	付加使用料
調理室	200円	300円	適用区分1
研修室	200円	300円	
交流室	200円	300円	
和室	200円	300円	
会議室1	200円	300円	
会議室2	200円	300円	
会議室3	200円	300円	
体育館	800円	1,200円	適用区分3

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第10号

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同令が令和2年4月1日以降従うべき基準から参酌すべき基準となること及び同令に従い定める必要な研修を修了していない者を職員とみなす経過措置が令和元年度限りで終了することから、当該経過措置の期間を3年間延長することにより、職員の確保を図るとともに、放課後児童クラブの安定した運営を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第11号

奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年奥州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

第1号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償の額を通勤回数を考慮して定めるよう改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年奥州市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「奥州市職員の特殊勤務に関する条例」を「奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例」に、「の例」を「の規定の例」に改める。

第8条中「に定める宿日直手当の額を超えない範囲内において規則で定める」を「及び別表第4の規定の例により算定して得た」に改める。

第10条中「及び第16条」を「及び給与条例第16条」に改める。

第20条第2項中「及び」を「は、第1号会計年度任用職員の通勤回数を考慮して規則で定める額とし、」に改める。

附則第2項中「第4条中第2項を削り、第3項を第2項とする」を「第4条第2項中「第24条に規定する職員には適用しない」を「別に定めるもののほか、全ての職員に適用する」に改める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

江刺ターミナルプラザの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

江刺ターミナルプラザの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
江刺ターミナルプラザ
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県盛岡市盛岡駅前通3番55号
団 体 名 岩手県交通株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 本田 一彦
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

江刺ターミナルプラザの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第14号

奥州市温泉保養施設ひめかゆ等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市温泉保養施設ひめかゆ等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 奥州市温泉保養施設ひめかゆ
- (2) フラワーガーデンひめかゆ
- (3) ひめかゆグルメハウス
- (4) 交流促進センターやけいし館
- (5) ひめかゆハーブの家
- (6) 奥州市農村ふれあいセンター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市胆沢若柳字天沢52番地7
団 体 名 株式会社ひめかゆ
代表者名 代表取締役 小沢 昌記

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市温泉保養施設ひめかゆ等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第15号

衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

衣川歴史ふれあい館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
衣川歴史ふれあい館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢西町1番1号
団 体 名 一般社団法人奥州市観光物産協会
代表者名 会長 菊池 達哉
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

衣川歴史ふれあい館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第16号

西風辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定
に関し議決を求めることについて

西風辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

市道下萱刈窪鶴田線及び南丑転線の整備を行うため、西風辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を策定しようとするものである。

総 合 整 備 計 画 書

岩手県奥州市胆沢西風辺地
(辺地の人口 214 人 面積 3.5km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
奥州市胆沢若柳字下萱刈窪、宮沢原、西風、北丑転、南丑転
- (2) 辺地の中心の位置
奥州市胆沢若柳字宮沢原 117
- (3) 辺地度点数
123 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、当市胆沢地域西部、胆沢扇状地の扇央部に位置し、南北の山間丘陵地帯に囲まれた地域である。このような地形から、狭あいな道路が多く、交通条件が悪いため、不便な生活を余儀なくされている。また、他の地域に比べ幹線道路の数も少なく、大型車両の通行が集中しているため、老朽化が激しく、路面の損傷により緊急車両のみならず一般車両の通行にも支障をきたしている。

以上の状況をふまえ、本辺地の総合的な対策として、幹線道路である市道下萱刈窪鶴田線及び主要地区内道路である南丑転線の舗装の老朽化対策を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和 2 年度から令和 6 年度まで 5 年間

(単位 千円)

区 分 事業 施設名 主体名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
交通通信施設 (市道整備)	奥州市	260,000	130,000	130,000	129,500
交通通信施設 (市道整備)	奥州市	2,800		2,800	2,700
合	計	262,800	130,000	132,800	132,200

議案第17号

市道路線の廃止及び認定について

別冊調書のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

国道4号水沢東バイパス工事及び開発行為に伴う道路整備及び管理区分の見直しにより、市道路線の廃止及び認定をしようとするものである。

議案第18号

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第10号）

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第19号

令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第20号

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第21号

令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第22号

令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第23号

令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第24号

令和元年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第25号

令和元年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）

令和元年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第26号

令和元年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）

令和元年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第27号

令和元年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第28号

令和2年度奥州市一般会計予算

令和2年度奥州市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第29号

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計予算

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第30号

令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第31号

令和2年度奥州市介護保険特別会計予算

令和2年度奥州市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第32号

令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計予算

令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第33号

令和2年度奥州市バス事業特別会計予算

令和2年度奥州市バス事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第34号

令和2年度奥州市米里財産区特別会計予算

令和2年度奥州市米里財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第35号

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第36号

令和2年度奥州市水道事業会計予算

令和2年度奥州市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第37号

令和2年度奥州市下水道事業会計予算

令和2年度奥州市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第38号

令和2年度奥州市病院事業会計予算

令和2年度奥州市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第39号

令和2年度奥州市国民宿舎等事業会計予算

令和2年度奥州市国民宿舎等事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第1号

議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約の変更にについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月19日に議会の議決を経た前沢北こども園新築建築工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更する。

1 工事名

前沢北こども園新築建築工事

2 請負者

住所 岩手県奥州市前沢字三日町新裏110番地

氏名 丸協建設（株）・EC南部コーポレーション（株）特定市営建設工事
共同企業体

構成員（代表者）

丸協建設株式会社

代表取締役 那須川 伸治

構成員

EC南部コーポレーション株式会社

代表取締役 菅原 正聡

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
契約金額	407,000,000円	415,811,000円

令和2年1月29日

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第 2 号

外套損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

外套損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 1 号

専 決 処 分 書

旧東水沢中学校グラウンド南側フェンスにおける歩行者の外套損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

5,500円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を10対 0 とし、奥州市は、相手方に対し外套補修費用として損害額5,500円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和元年11月12日午前 8 時10分頃、旧東水沢中学校グラウンド南側の国道397号歩道において、グラウンドのフェンスから歩道側に出ていた針金が、歩行者の外套に引っかかり、左袖口を断裂させたことによる。

令和 2 年 1 月22日

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第3号

自転車転倒事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自転車転倒事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第 2 号

専 決 処 分 書

市道不断町八反町線上における自転車転倒事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

36,203円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を50対50とし、奥州市は、相手方に対し損害額72,406円のうち36,203円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和元年9月5日午後1時30分頃、相手方が水沢字赤土田地内の市道不断町八反町線を自転車で走行中、道路側溝蓋のすき間に自転車前輪を落とし、転倒し受傷させたことによる。

令和2年1月29日

奥州市長 小 沢 昌 記